

## 1、ついに実現した専門家証人の尋問！

平成 29 年 3 月 22 日に実施された避難者訴訟第 22 回期日は、ついに実現した除本理史（よけもとまさふみ）証人の専門家証人尋問でした。

このところ毎回よい法廷をつくっている自負がありましたが、今日は、集大成的な立証ができました。素晴らしい法廷だったと思います。

## 2、除本教授の証人尋問の内容

### (1) 主尋問

除本理史（よけもとまさふみ）さんは、大阪市立大学の教授です。原発事故の後、現地調査を重ね、原発事故被害の実態と、その救済について、研究を重ねてこられた実績をお持ちです。

専門は、環境経済学（人間の経済活動との関係で、環境破壊の原因や影響の程度、対策のあり方などを明らかにしようとする学問分野）と環境政策学です。

除本教授の尋問の目的は、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を明らかにすることです。

このことを明らかにするために、2 時間にわたって、除本教授に弁護団の除本尋問チームが尋問しました。米倉勉弁護士、鳥飼康二弁護士、山田大輔弁護士、岸朋弘弁護士、水谷陽子弁護士、がチームのメンバーです。

除本教授が尋問で証言したことは多岐にわたり、その全部をここで掲載することはできませんが、ごくかいつまんでエッセンスを紹介すると次のようになるかと思います。

- ① 「ふるさとの喪失」と私たちが呼ぶ時の「ふるさと」とは、「原告の方々が事故の日まで日常生活を送り、生業を営んでいた場、そうしたものとしての「地域」を言う。「ふるさとの喪失」とは、「生産と生活の諸条件」の喪失と、「地域の独自性（長期継続性と固有性）」の喪失とがもたらされる。これらの失われた地域の独自性（長期継続性と固有性）は、代替性のないものであり、他の地域で代替りのものを生産したり入手したりすることはできな

い。人が生きていくためには、「生産（生業）と生活の諸条件」が必要である。ここでいう「諸条件」には、自然環境、経済、文化（経済・政治）といった諸要素のほか、個人的な要素も含まれる。こうした諸条件には一体性があり、失われたもののうちの一つの条件を回復したからといって、元の暮らしが戻るわけではない。自分がいう生活、生産の諸条件は、淡路教授が言っている「包括的生活利益としての平穩生活権」と内容的にはほぼ同義と思う。コアとして「地域生活利益」があり、それをとりまく要素として、自然環境や毛自在などのほかの諸要素が位置するという関係になる。

- ② 「地域生活利益」には、生活費代替機能、相互扶助・共助・福祉機能、行政代替・補完機能、人格発展機能、環境保全・自然維持機能という地域コミュニティが持つ5つの機能がある。
- ③ 「地域」には、それぞれ独自の風土、文化、歴史があり、その積み重ねによって地域の固有性が形成される。地域およびそれを構成する諸要素の長期継続性と固有性は、密接な関連がある。こうした長期継続性、固有性のある要素の喪失の例として、「私的財（土地・家屋）」「公共財－景観」「社会関係－コミュニティ」といったものがある。これは代替性がないものである。
- ④ 「ふるさと」から切り離されると、人は自ら命を絶つほどの精神的に深い喪失感をもたらされる。避難前の「地域生活利益」の機能は、長年培われてきた人間関係（信頼関係）に基づくものであるから、固有性が高く、代替性のないものであり、避難前と同等の相互扶助を避難先において形成することは困難。避難者に対する差別やいじめ等といった世間の（冷たい）まなざしという事情も、避難先で避難者がコミュニティに入り込んでいくのは困難な事情の一つ。
- ⑤ 東電がこれまで被害者に支払ってきた賠償は、日常生活訴外利益の損害、見通し不安の損害に対する賠償として行われている。ふるさと喪失の慰謝料とは全くの別物であり、これに対する賠償はなされていない。
- ⑥ 福島第一原発事故によってふるさとの喪失被害が発生したことを認めない論者はいないと思われる。ふるさとの喪失という事態は、裁判所が司法的救済にあたって、法的保護が与えられるべき権利、利益の侵害という事態である。

## （2）反対尋問

東電の代理人弁護士は、かわるがわる立ち上がり、1時間にわたって除本教授に尋問を行いました。

その内容は、「原告にもいろいろな属性の人がいて、その人に発生した損害は人それぞれであり、共通する要素として「ふるさとの喪失」といった事態が存在するなどということはないのではないか」「ふるさとの喪失としてあげて

いる要素は、東電が支払っている慰謝料の要素として理解することができるのではないか」「東電がこれまで支払ってきた慰謝料や、除染措置などによって、原告に対する賠償は、ふるさとの喪失を構成する要素に対する賠償としても十分に行われているのではないか」といった観点のものを、繰り返し繰り返しただすものでした。

除本教授は、これらのひとつひとつに丁寧に回答し、東電の代理人弁護士が意図しているようなことではないということを論証しました。

### (3) 補充尋問

裁判所からは、主任裁判官から、「避難慰謝料と、ふるさと喪失慰謝料とを、2つを分けて評価するのは難しいと考えている。ここであげられている事実すべてを要素として考慮して、慰謝料について全体として認定するという方法もあると思うがそれはどう思うか」との質問がありました。

裁判長からは、「ふるさと喪失慰謝料とは、本件の被災地域に地域生活利益が一般に存在し、原発事故当時に被災地域に居住しているという要件を満たせば全員に一律に発生するものなのか、それとも個別の原告一人一人が地域生活利益を共有していることを主張立証される必要があるものなのか、それとも例外的な事情（転勤で地域に長く住んでいない等）があれば格別だが、そうでなければ居住しているだけで発生するというものなのか、近い考え方はどれだろうか」、という質問がありました。

除本教授は、これらに対しても考えを丁寧に回答していました。

## 3、感想

以下は、当職の個人的な感想です。

除本教授の証言は、これまでの59名行われた原告本人尋問の成果が十分に反映したものでした。何人かの原告の供述を具体的にひきながら、その供述が地域生活利益の内容や、ふるさとの喪失の具体的な表れであることを論証するものでした。

私たちが行ってきた尋問とかみ合い、リアルな事実の中から、極めて濃密で具体的な「ふるさと」の存在と、その「喪失」という事態が論証されました。

反対尋問も、必死にその内容を突き崩そうとするものでしたが、除本教授の毅然とした証言は、すべて切り返す内容になっていました。

裁判所の補充尋問も、ふるさと喪失ということの意味を掘り下げる内容の尋問であったと思われます。

全体として、大成功の尋問でした。

#### 4、今後

(1) 今後は、2017年4月19日(水)、午前10時から、第12回目の原告本人尋問を再開します。次回は、原告4名の尋問と、障害があつてご自分で証言できない原告2名分について介護の労にあつた早川篤雄さん、早川千枝子さんの尋問を行う予定です。

(2) 第1陣訴訟のスケジュールは判決までほぼ固まる

そのあとは13回目の原告本人尋問(6月21日)。これで立証は終了です。

そして、第1陣訴訟は、10月11日に結審するという事で予定をしていました。

ところで、福島地裁本庁で争われている生業訴訟が、10月10日に判決を迎えることになりました。弁護団では、この事態を受けて、生業訴訟判決の評価について補充する書面を提出して最終的な結審を1か月後くらいに行うことを申し入れました。

判決は、来年3月までを想定している点はわかりありません。

(3) 第2陣訴訟の動き

第1陣が終結に向けて進む状況には、並行して第2陣の立証活動も行います。2017年8月2日に第2陣に関する弁論期日を午後2時から開始することとなりました。また、その後始まる立証については、12月6日から行う予定が決まりました。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、尋問をはじめとする訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以上